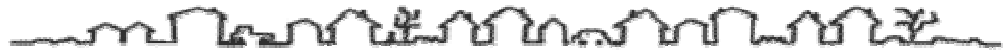


< 地域別構想編 >

第1章 地域別構想の策定にあたって



1 - 1 地域別構想の目的

全体構想では、『住んでよし訪れてよしの志摩市』を本市の将来像に掲げ、これを実現するために3つの目標を設定しています。

その目標の一つである「快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備」では、身近な地区レベルの生活環境を整えるとともに、地域の中心地を育て、都市全体の活力を牽引していくものとしています。また、「都市と自然の調和のとれた環境づくり」では、全体から地区レベルまで都市全体において自然の保全・活用を図っていくこととしており、「交流、協働を深める一体的な都市づくり」では、特徴的な地域を相互に結びつけ、連携させることにより、全体として魅力ある都市を目指すとしています。

このように、全体構想で掲げた都市の将来像を実現するには、市民に身近な地域の視点が必要不可欠です。

以上を受け、市域という広域的な視点を持ちつつも、地域の特性や問題に応じて、目指すべき地域の将来像やその実現に向けたまちづくりの方向性を明確にする「地域別構想」を策定します。

1 - 2 地域区分などの考え方

市域が広く、合併して間もない本市としては、まず、旧来からの地域のまとまりである「旧5町」の管轄を踏まえ、各地域が魅力化・個性化を図り、自立した生活圏を形成していく上でも、生活拠点を中心としたこのような区分が概ね妥当な範囲・規模であると考えられます。

ただし、住民参加を重視し、より実効性のある計画とするためには、「地域」に加え、より細かな「地区」の視点も重要です。こうしたことから、本計画における地域区分などの考え方を次のとおり設定します。

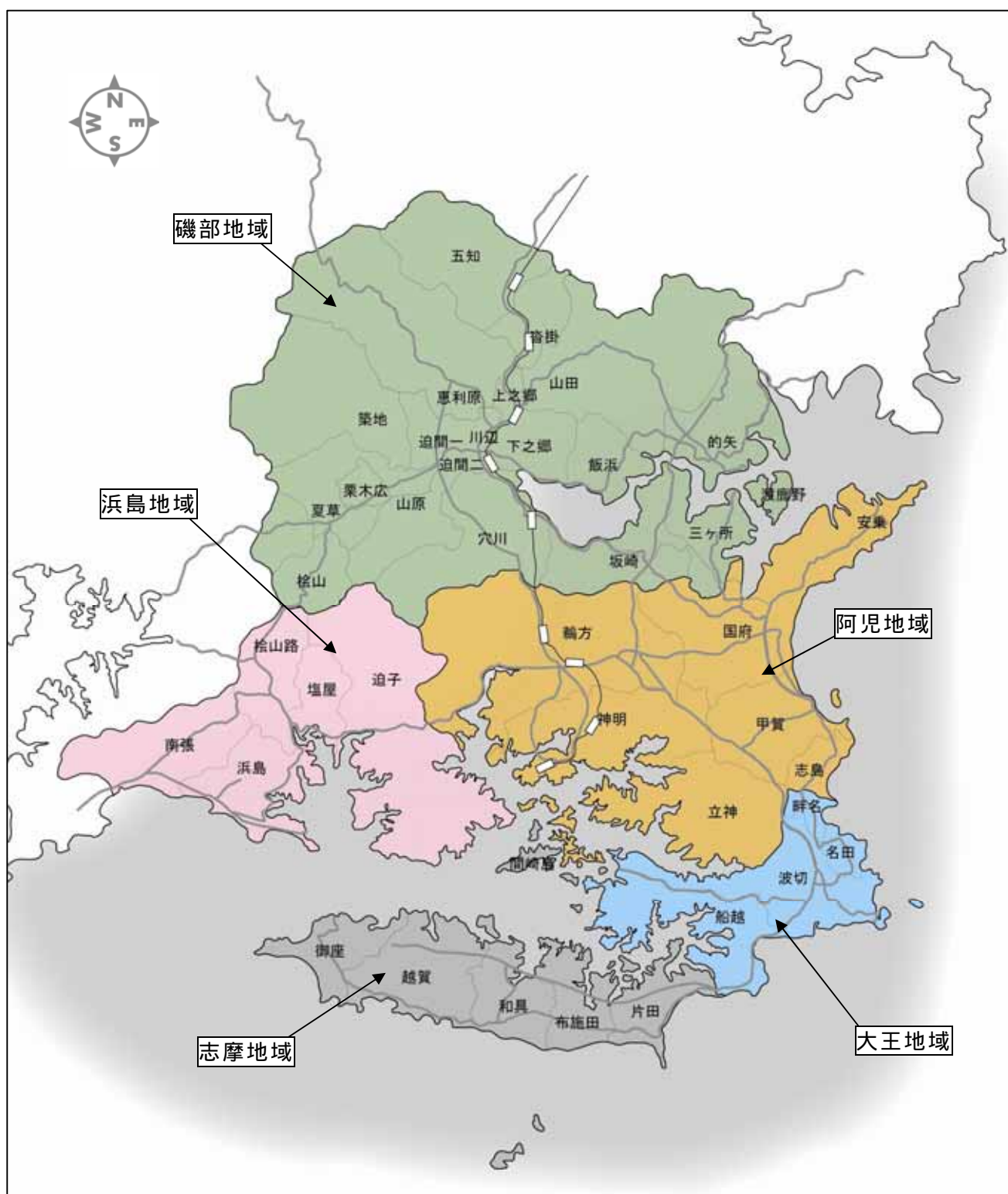
地域別構想 「地域」「地区」の2段階の構想

地域構想	<p>生活拠点（支所などの既存の都市機能集積）を中心とした概ねの日常生活圏、あるいは旧来からの地域のまとまりを尊重した区分それぞれの基本方向を明らかにするもの。「地区構想」を検討していく上での前提・骨格となるもの。</p> <p>旧町単位の5地域</p>
地区構想	<p>市民自らの手によるまちづくりも意識しながら、よりきめ細やかな視点で、誰もが暮らしやすい生活環境などを整えていく方向性を明らかにするもの。</p> <p>「地域構想」策定後（平成21年度以降）以下のような単位で、市民主体で順次検討を開始し、「地区構想」として市都市計画審議会などで認定されたものは都市マス本体に順次追加。</p> <p>防災や景観などの面で、モデル的に取り組むべきとして市が抽出する地区</p> <p>市民主体のまちづくりの機運が高まっている地区</p> <p>小・中学校区、自治会などの生活面のつながりに基づく地区</p> <p style="text-align: right;">など</p>

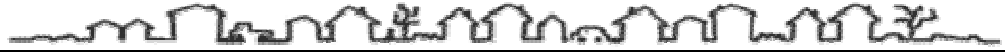
表 各地域の状況

地域構想 地域名	面積	H17 人口	H17 世帯数	構成地区
浜島	2,764ha	5,406人	1,941世帯	桧山路・迫子・塩屋・南張・浜島 (浜島小・迫塩小・浜島中)
大王	1,290ha	7,875人	2,947世帯	畔名・名田・波切・船越 (畔名小・波切小・船越小・波切中・船越中)
志摩	1,701ha	13,384人	4,712世帯	御座・越賀・和具・布施田・片田 (御座小・越賀小・和具小・布施田小・片田小・越賀中・和具中・片田中)
阿児	4,388ha	22,745人	7,999世帯	鷓方・神明・立神・国府・甲賀・志島・安乗 (鷓方小・神明小・立神小・国府小・甲賀小・志島小・安乗小・文岡中・東海中・安乗中)
磯部	7,820ha	8,815人	3,101世帯	五知・沓掛・山田・上之郷・下之郷・飯浜・恵利原・川辺・迫間一・迫間二・築地・山原・栗木広・夏草・桧山・穴川・坂崎・三ヶ所・渡鹿野・的矢 (磯部小・成基小・的矢小・磯部中・的矢中)

地域区分図



第2章 浜島地域の地域構想



2 - 1 地域の概況と課題

地域の現在の姿



南伊勢町に隣接し、市西の玄関口となっています。海岸沿いを中心に集落が点在し、西部から北部にかけての山間・丘陵地では、農地のまとまりもみられません。農地では、特産品(南張メロン)などの栽培が盛んです。英虞湾の入り口付近では、遠洋漁業の基地として、船舶の主要な寄港地として栄えた浜島港が位置しています。その周辺では、浜島支所や浜島診療所など公共施設が集積し、中心性のある集落が形成されています。道路・交通は、南伊勢町に連絡する国道260号や、阿児地域に連絡する県道浜島阿児線、磯部地域に連絡する県道磯部浜島線などが骨格を成しています。なお、国道260号の一部(浜島～御座)は海上区間であり、現在は、乗客用定期船が運行されるのみです。

人口は、すべての地区で減少傾向を示しており、特に、浜島地区での減少が著しくなっています。

一方で、スポーツなどを楽しみながら長期滞在できる合歓の郷や、温泉・地域資源を活かした街なか歩きなどの環境整備が進み、県内外から多くの人を訪れています。

図 年齢別人口、世帯数の推移

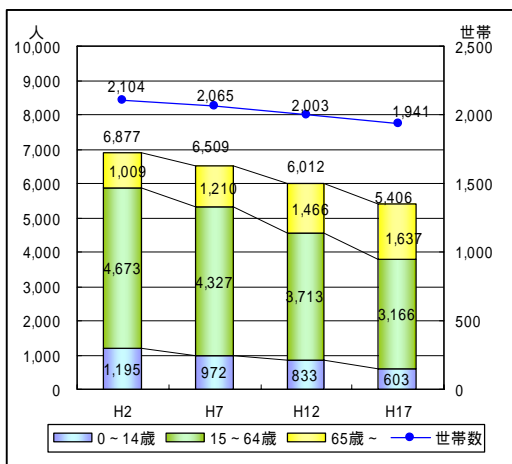
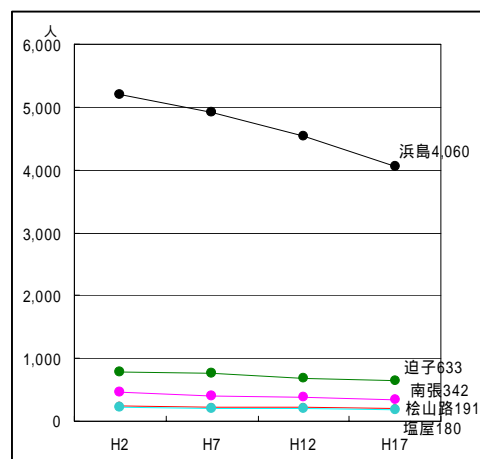


図 地区別人口の推移



市民の声

市民アンケート調査より

地域の住環境については、「自然・緑の豊かさ、美しさ」や「住宅地としての静けさ、雰囲気」の満足度が高く、「就業の場、就業機会」や「公共交通」、「歩行環境」、「子どもの遊び場や公園」などの不満度が高くなっています。

地域の将来像としては、「多くの人の来訪を促進」する役割が特に期待されています。

守るべき地域資源については、「伊勢えび祭」、「その他、各地域の祭り・行事」、「南張海岸、松山路川などの自然性の高い水辺」、「海岸沿いの美しい景観（沿道景観を含む）」が多く挙げられています。

市民会議より

集客力の高い合歡の郷と、市街地の交通ネットワーク強化を図ることなどにより、街なかの活性化を効率的に進めよう。

地域づくりにおいて、英虞湾の水質保全是非常に重要であり、松山路川などの河川についても、ゲンジボタルが生息する優れた自然として積極的に保全を図ろう。

あわせて、英虞湾・太平洋を眺望できる場所の充実・発掘など、自然との関わりを大切にした観光・交流を積極的に進めよう。市街地では、建物密集による防災上の問題が顕著化しているので、空き家の除去、空き地の活用などを通じて、環境改善を図ろう。

小学校の統廃合や高齢化の進展を踏まえ、安心して通学できる、暮らし続けられる交通環境づくり、公共交通づくりを進めよう。

以上を踏まえ…
地域づくりの
主要課題

合歡の郷を中心とした既存リゾート環境の活性化、有効活用
合歡の郷と市街地などの観光ネットワーク強化
漁師のまちとしての特性を活かしながらの市街地の防災性向上
街なかにおける生活空間の利便性向上や、観光との共存
地場産業（漁業、農業）の活性化と地域資源の活用による集客・交流
山・海、身近な自然の保全と共存
公共交通や生活道路の改善などによる良好な住環境の形成
（地域の高齢化などへの対応も考慮）

2 - 2 地域づくりの方針

《地域づくりの理念》

恵まれた自然・気候を活かした快適な暮らし、
心地よいリゾートライフを育むまち

《地域整備の方針(主なまちづくりの方針)》

地域整備の柱1：滞在しながら多様な観光・交流を楽しむことのできる環境づくり



「大崎半島」、「浜島港周辺」、「南張海岸周辺」、「横山周辺」などを中心として、地域特有の自然・産業を活かした集客・交流を進めるとともに、街なかなどの宿泊機能を中心として全体がネットワークした、じっくり楽しめる地域づくりを進めます。

地域整備の柱2：観光や漁師のまちとしての営みと共存する街なか環境づくり



浜島支所周辺を中心として、地域住民の暮らしを支える便利な生活空間づくりを進めます。また、漁師のまちとしての特色ある街なみなどを活かした、誰もが歩いて楽しめる集客・交流空間づくりや、これらと共存した安全・安心の空間づくりを進めます。

地域整備の柱3：自然に囲まれながら、安全・便利に暮らせる住環境づくり



海・山・川の美しい自然や、空間的なゆとりを持つ田園を守り、活かして、静かで暮らしやすい住環境を形成します。また、その地域らしさを維持しながら、自然災害への強さ、誰もが暮らし続けるための便利さを備えていきます。

《土地利用の方針》

街なか居住地

本地域の街なか居住地については、本町通りを軸に地域生活者の日常生活を支えるサービス機能と居住機能が共存する空間(住宅・サービス施設共存地)と、その空間の周囲には居住機能や現行の就業機能が共存する空間を形成していきます。また、街なか居住地内の店舗の景観の向上や空き店舗の有効活用を図ります。

郊外居住地

本地域の郊外居住地は、街なか居住地を除く地域生活者の居住空間として、周辺に良好な農地や森林を有する住宅地とします。

地区の拠点となる利便施設の維持・確保など、地区まちづくりを進め、これを中心としたまとまりある郊外居住地の形成を図ります。

臨港・産業地

本地域の浜島港においては、港湾業務機能や水産業関連機能の高度化を図ります。

優良農地、丘陵地

本地域の農地における虫食いの農地転用の抑制を図ります。また、遊休農地となっている農地については、その有効活用を図る施策を推進し、良好な田園風景としてその環境と景観の向上を図ります。また、特色ある生産環境・田園景観の保全を図るとともに、これを活かした集客・交流まちづくりを促進します。

また、農地の周辺に広がる森林をはじめとした丘陵地については、良好な森林とするため、適正な管理に基づく保全・育成を市民と協働で進めます。特に山間地に広がる民有林の保全・育成を誘導し、機能維持を図ります。

自然環境地区、リゾート環境地区

本地域の主要な保安林などの森林については、「自然環境地区」として丘陵地の森林以上の良好な森林空間の形成を目指し、適正な管理に基づく保全・育成を市民及び関係機関と協働で進めます。

また、英虞湾を取り囲む地域においては、「リゾート環境地区」として別荘地の適正管理を促進するとともに、開発可能地では、低層の緑豊かな宅地化を促進し、風致景観の維持に努め、リゾート機能の強化を図り、街なか居住地などと地域観光機能との相互機能の連携による地域観光機能の強化を図ります。

…「優良農地」や「丘陵地」、「自然環境地区」を除く土地利用については、市民生活を脅かす土地利用の進行の可能性が高まった場合には、地域生活者と協働で「用途地域の指定(街なか居住地のみ)」または「地区計画(土地利用の一定のルール化)」、「特定用途制限地域(建築基準法を基にした建築条例)」による土地利用規制・誘導施策を検討していきます。

(分野別都市整備の方針)

道路・交通づくりに関する方針

本地域と志摩地域とを連絡する国道 260 号の整備(英虞湾架橋)を関係機関に働きかけます。

街なか居住地とリゾート施設との観光ネットワークの強化を目指し、県道浜島阿児線のバイパス(浜島バイパス)の整備を図ります。

本地域の郊外居住地間を連絡する県道松山路南張線の整備を検討します。郊外居住地などからの街なか居住地へのアクセス道路の整備やバスの待合環境の整備を支援し、地域生活者の誰もが生活拠点となる各種公共施設などへ行きやすい交通環境づくりに努めます。また、バス交通や交流の拠点として支所の有効活用を検討します。

地域生活者及び本地域への来訪者のため、地域資源を結ぶ散策ルートづくりを継続的に実施し、歩ける環境の充実を図ります。

国道 260 号英虞湾架橋整備を関係機関と検討

県道浜島阿児線のバイパス(浜島バイパス)の整備

県道松山路南張線の整備

街なか居住地へのアクセス道路の整備

公共交通であるバスの待合環境の整備及び支所の有効活用

地域資源を結ぶ散策ルートの整備

水・緑づくりに関する方針

生活排水対策(松山路・塩屋・迫子は下水道整備済)を推進し、英虞湾の水質保全を図ります。

親水性やホタルの生息環境に配慮した上で、松山路川の河川改修を促進していきます。

都市全体における「浜島ふるさと公園」の位置づけの明確化を図るとともに、未整備箇所の整備推進を図ります。

街なか居住地をはじめとした地域居住者の日常生活を支えつつ、緊急時の避難地となる公園・緑地の整備及び確保を検討します。

ハマボウが群生する優れた自然地域へ影響を与える開発などの規制を図りながら、豊かな自然環境の保全・管理を図ります。

生活排水対策方法を検討し、その整備の推進
自然環境などに配慮した桧山路川の河川改修の促進
浜島ふるさと公園の整備推進
街なか居住地での避難地となる公園・緑地の確保の推進
より良い自然環境形成のために適正な自然環境の管理の推進

災害に強いまちづくりに関する方針

街なか居住地を中心に、漁師のまちとしての景観に配慮しながら、建築物の接道や建築形態規制の緩和、避難路となる道路沿道におけるブロック塀の除去、空き地の活用による避難地確保などの防災まちづくりを推進します。

津波、高潮などの自然災害や海岸侵食に配慮した整備を推進します。

急傾斜地崩壊危険区域の整備について要望していきます。

街なか居住地での景観に配慮した防災まちづくりの推進
津波、高潮などに対応した海岸線の整備推進
急傾斜地崩壊危険区域の整備要望

街なみ・景観づくりに関する方針

街なか居住地の本町通り沿いについては、店舗の景観づくりや空き店舗の有効活用、レトロなイメージなどの街なみ空間整備を検討します。

英虞湾への眺望を確保しつつ、桜などの植生を活かした集客・交流を図ります。

英虞湾の展望や、自然体験のための環境の充実を図るとともに、アクセスの充実を図り、利用を促進します。

街なか居住地の本町通り沿いの店舗をはじめとした街なみ整備の検討
英虞湾への眺望の確保、桜などの植生を活用した集客・交流の推進
英虞湾の展望や自然体験のための環境の充実及びアクセス道路の整備

〈土地利用方針図〉



(都市整備基本方針図)

